

戦死者が／を語る〈記憶〉

—川端康成「英霊の遺文」の諸相—

はじめに——問題の所在

川端康成におけるアジア太平洋戦争の諸問題については、従来の川端研究の中でしばしば議論の対象となった。川端の没後十年にあたる昭和五十六年には、長谷川泉、羽鳥徹哉、林武志らの議論が、特集「川端康成と川端文学における「戦争」¹」として纏められている。これを一つの画期とし、以後日本国内や満州における川端の戦争体験の解明が進められるに従って、次第に戦時下の川端像を素描できるようになったが、未だ不明瞭な点も多く、考察の余地が多く残されている。

そもそも川端は、戦争に対する自らの姿勢を明確には示していない。これが戦時下の川端像を描く上で最も大きな障壁となるものであり、黙して語らず² というような姿勢は、川端に

辻 秀平

における戦争の諸問題の解明を難しくしている。川端は戦時下の文章の中で戦争への直接的な言及を避けており、また戦争への言及がなされている場合であっても、その賛否を明確には表明しない姿勢を一貫させている。こうした姿勢の背景には、当然ながら戦争という非常時があらゆる表現に有形無形の圧力を及ぼした同時代状況がある訳だが、多くの文学者が程度の差こそあれ時局に関与し、時には協力の姿勢すら見せていた戦時下にあつて、川端の抑制的な姿勢はひときわ注意を引くものとなっている。国策協力的な運動に対して川端は限られた関わりしか持たず、昭和十六年十二月八日の真珠湾攻撃に端を発する「大東亜戦争」の開戦以降、時局への抑制的な態度は一層顕著になり、この間創作も滞るようになる。

川端の戦争への言及は戦後のものが圧倒的に多く、川端の戦

争認識を考える上ではこうしたものが第一の手掛かりになる。昭和二十三年より『川端康成全集』（昭和二十三年五月〜昭和二十九年四月、全十六巻、新潮社刊）の刊行が始まった際、川端はその第一巻の「あとがき」（※後の「独影自命 一」）の中で、自身の戦争について次のように述懐している。

私は戦争からあまり影響も被害も受けなかつた方の日本人である。私の作物は戦前戦時戦後にいちじるしい変動はないし、目立つ断層もない。作家生活にも私生活にも戦争による不自由さはさほど感じなかつた。また私はいはゆる神がかりに日本を狂信し盲愛した時のないの言ふまでもない。私は常にもみづからのかなしみで日本人をかなしんで来たに過ぎない。敗戦によつてそのかなしみが骨身に徹つたのであらう。かへつて魂の自由と安住とは定まつた。

私は戦後の自分の命を余生とし、余生は自分のものではなく、日本の美の伝統のあらはれであるといふ風に思つて不自然を感じない。

〔独影自命〕 一―二、昭和二十三年四月二日付^②

「かなしみ」で戦争に接し、「戦争からあまり影響も被害も受

けなかつた方の日本人」と自己規定する。そうした意識の延長線上で、戦後の自分の「余生」を「日本の美の伝統のあらはれ」と位置付けるといふ、戦中・戦後の現実に対する超然とした意識や伝統回帰的な態度は、昭和二十年代前半の川端の随筆テクストの基調の一つだ。こうした言及からも分かるように、川端の戦争認識を探る際の主な手掛かりとなるのは、「かなしみ」などといった曖昧で抽象的な言葉であり、そのせいもあつてか、川端を戦争とは無縁な人物と見做す作家像が流布し続けている。

だがまた一方で、先の引用部では「私の作物は戦前戦時戦後にいちじるしい変動はないし、目立つ断層もない」といふ、文学的関心なり活動が戦前から戦後まで連続していることを示唆するような言及も見られる。戦時下の川端像に纏わり付くこの種の曖昧さを乗り越えるには、この時期の川端の文業に見え隠れする諸要素に光を当て、「いちじるしい変動はないし、目立つ断層もない」川端の姿を明確にする必要がある。本論はその一つの試みとして、川端が戦時下で断続的に手掛けた新聞連載「英霊の遺文」を取り上げ、その意義を検討し、戦後の文業との連続性につながる点を照らし出してみたい。

一、「英霊の遺文」成立の背景

「英霊の遺文」は、『東京新聞』の昭和十七年十二月八日から十五日（※九日は休載）、昭和十八年十二月六日から十二日、昭和十九年十二月十日から十五日にかけて掲載されている。このうち、昭和十七年および十八年は「文化」欄に掲載されている^③。この連載は延べ三年間・計二十回に渡り、川端が数多くの戦死者の遺文集を取り上げ、抜粋・引用して感想を付すというものだ。この点からも分かるように、「英霊の遺文」は外見上、戦時下の川端の時局協力的な姿勢の表れと受け止められ得る要素がある稀有な存在となっており、先行論の評価も別れている。例えば、「戦争自体よりも、戦争に参加した出征兵士たちの心に素直に思いを寄せた文^④」だと肯定的に見る森安理文のような見方がある一方で、「戦時下に賛美とはいえないが、戦争を肯定していることが見られると言ってもいい^⑤」と評する李聖傑の論もある。「英霊の遺文」の難しさは、川端が戦争そのもののへの賛否には踏み込まず、黙して語らず^⑥を貫いているからであり、企画自体だけでなく同時代における言説空間の状況を考慮に入れるといった多角的な検証が必要となる。

連載初回の昭和十七年十二月八日は十二回目の大詔奉戴日^⑦で

あり、かつ真珠湾攻撃から一周年の節目にあたる開戦記念日であった。開戦記念日は戦時下のナショナル・イベントとして重要視され、「さあ二年目も勝ち抜かう」をスローガンに、全国で様々な祝賀行事や企画が大々的に行われた^⑦。またこの日は一大メディア・イベントでもあった。その象徴的存在が、「開戦一周年記念」と銘打たれた円谷幸吉の特撮映画「ハワイ・マレー沖海戦」だが、新聞などもこぞって開戦記念日の特集を組み、戦意高揚のための様々な企画を主催した。これは「英霊の遺文」の掲載紙『東京新聞』も同様であったが、主要紙ではない『東京新聞』の注力ぶりには特筆すべきものがあつた。

『東京新聞』は、開戦記念日から遡ること二ヶ月前の昭和十七年十月一日に、『都新聞』と『國民新聞』とを合併した上で創刊された新聞である。これは開戦記念日当時の『東京新聞』が、創刊間もない新興紙であることを意味する。『都新聞』と『國民新聞』とが合併に至ったのは、戦況悪化とともにメディアの言論への統制を強める政府の意向が強く働いていたからだ。

昭和十五年末に内閣直属の宣伝機関・情報局が発足して以来、言論への統制が次第に強くなっていったが、とりわけ開戦直後の昭和十六年十二月十三日に公布された新聞事業令^⑧によって、新聞統制の動きが一段と強化された。翌十七年一月五日付

で情報局第二部長、内務省警保局長の連名で各府県知事や地方長官宛に出された通達では、「新聞事業整備統合未済ノ地方ニ於テハ概ネ地方新聞（所謂全国新聞ヲ除ク）タル普通日刊新聞ハ出来得ル限り一道府県一紙ノ実現ニ努力」するように要請された。⁹これにより「一道府県一紙」の原則による地方紙の統合が強力に推進されるようになったが、当時の東京府ではそれが思うように進まなかった。東京府下では地方紙の『都新聞』と

『國民新聞』が合併の対象となったが、合併後の新会社の人事や財産の処遇を巡って紛糾し、『都新聞』と『國民新聞』の双方が軍部や情報局を巻き込みながら自社に有利になるように画策したため、情報局が仲裁に入り一ヶ月間説得し、両紙が共同で新しい新聞の経営母体となる公益社団法人を設立することで一応の妥協点が見出された。だがこれ以後も統合を巡る紛糾は続き、結局昭和十七年九月十一日に両紙の代表が情報局に呼び出され、新聞事業令に基づく統合および新しい新聞の創刊命令を受け、半ば無理矢理に『東京新聞』は誕生したのである。¹⁰

こうした経緯を辿った『東京新聞』が創刊から僅か二ヶ月後に直面したのが、開戦記念日というナショナル・イベントであった。新聞としての体裁が整うまでに軍部や情報局を煩わせたことで、『東京新聞』は権力に対して借りを作ることになった訳

である。そうした背景があつてか、開戦記念日という格好のメディア・イベントを迎えるにあたって、『東京新聞』は創刊を巡って相次いだ混乱の「汚名返上」を果たそうとするかのよう

に、様々な祝賀事業に取り組んでいる。

昭和十七年十一月三十日の紙面に掲載された「大東亜戦争一周年記念 本社事業」という記事には、主な事業として「米英撃滅大講演会」（十二月五日）、「荒鷲を讀へる会」（十二月八日）、「皇軍感謝芸能奉公運動」の一環で「軍人遺家族慰安芸能大会」（十二月七日・九日）を催すことが予告されている。前者二つは陸海軍の報道部や航空本部から軍人を招いて講演を行うというものであり、また「皇軍感謝芸能奉公運動」は「軍人援護の一助」として「芸能界総動員の出演奉仕」をもって行うという触れ込みで宣伝された。これらの後援には軍人援護会、陸軍省、海軍省、情報局、大政翼賛会といった顔触れが並んでいる。また会場には、横浜公園大音楽堂や有楽座、東京劇場が挙げられている。特に「軍人遺家族慰安芸能大会」は、当時の東京随一の大規模ホールである日比谷公会堂で催すという力の入れようであり、「招待された軍人遺家族は実に三千余名、さしもの会堂も立錫の余地ない盛況裡」で終わる賑わいであつた。

昭和十七年の開戦記念日から掲載が始まった川端の「英霊の

「遺文」も、こうした『東京新聞』の祝賀事業の一環としての性格を有している。そのため、この企画は川端の意図がどうあれ、時局協力的な色彩を完全には拭い去ることが出来ないものとなっている。では、当の川端は「英霊の遺文」をどう捉えていたのか。連載第一回目にあたる昭和十七年十二月八日掲載分の冒頭で、川端は連載の意義を次のように述べている。

戦死者の遺文集を読みながら、私は十二月八日を迎へる。

新聞社から頼まれてのことだが、自分としても、この記念日にふさはしいことだと思ふ。しかし、これらの遺文について、あわただしい感想を書かねばならぬのは、英霊に對する黙祷のつつしみも失ふやうで心静かではない。ただ、強顔がゆるされるならば、かういふ遺文集があることを、人々に伝えるだけでも、ともかく私の文章の意味はあらうか。

〔英霊の遺文（一）〕昭和十七年十二月八日

「英霊の遺文」が「新聞社から頼まれてのこと」であり、自ら立案した企画ではないと川端自身が断っている点は注意を引く。加えて、連載で取り上げる遺文集について「あわただしい

感想を書かねばならぬのは、英霊に對する黙祷のつつしみも失ふやうで心静かではない」と述べる箇所にある陰影も注意深く見るべきだろう。遺文集に表出された戦死者の死を称揚するのはなく、「黙祷のつつしみ」で向き合うという抑制的な態度に、「英霊の遺文」に臨む川端なりの立場を窺うことが出来る。

鎌倉の川端宅に原稿を取りに行ったのは、今日判明している分では尾崎宏次（昭和十二年『都新聞』文化部に入社¹³）や、頼尊清隆（昭和十五年『都新聞』文化部に入社¹⁴）という『東京新聞』の若手記者たちである。尾崎は戦後、「戦争中に、私はじぶんから志願して、川端康成の原稿をとりに行くことを引きうけ、それから志賀直哉、長與善郎の両家をしばしば訪ねた¹⁵」と回顧している。注目すべきはその後で、「戦争で孤児になった子供や、満州にいる子供たちや、そういう幼い者の綴った作文がそのころ出て、その読後感を川端さんに書いてもらおうというプランがあった¹⁶」と述べている点である。川端のいう「新聞社から頼まれて」というのは、恐らく尾崎によるものだと考えられる。実際の「英霊の遺文」は、「幼い者の綴った作文」ではなく、戦死者の遺文集を取り上げる内容となったが、アマチュアの文章を取り上げようとする点では、連載の企画立案当初から一貫していたようである。

「幼い者の綴った作文」に限らず、戦時下にはアマチュアの書き手による表現が隆盛を見せていた。坪井秀人は、兵士はもとより銃後の市民をも巻き込んで、膨大な量の戦争詩が生まれた戦時下を評して、「家庭から隣組から職場から戦場へと、ほとんどあらゆる場所に詩の表現の場が提供されたという点で、全く稀有な時代であった」と述べる。川端もまた、こうした時勢を鋭敏に捉えていた作家であった。夙に知られているように、昭和初期から鈴木三重吉の『赤い鳥』式の写生主義や生活綴方運動を評価し、子供や若い女性といったアマチュアの書き手による表現の純粋さに、職業作家の文学の停滞を打破する新たな可能性を見出していた。また川端は、様々な媒体で子供や女性の投稿文の選評活動に意欲的に取り組んでもいた。

アマチュアリズムを称揚する川端の関心は、戦争が深まるにつれて、次第に出征兵士という書き手にも向けられるようになった。昭和十四年の随筆「綴方について 一」（『模範綴方全集 一年生』昭和十四年六月）では、子供の綴方に注目するだけでなく、出征兵士も「立派な戦記」を数多く書いたことにも言及し、「人々が普く書を読むことから、やがて人々が普く文を書くことに進みつつある」同時代状況を、「わが国の文化のやうやく根広い開花を思はせる」と言祝いでいる。

こうした姿勢の延長線上に、アマチュアの書き手である出征兵士の遺文を取り上げる「英霊の遺文」があると考えべきだ。この企画は、開戦記念日に前のめりになる『東京新聞』の意向と、「黙祷のつつしみ」という抑制的な立場を掲げる川端との間の、際どいバランスの只中で進行したものである。

二、語られる「英霊」像——昭和十七・十八年

さて、「かういふ遺文集があることを、人々に伝える」ことを目指して昭和十七年の開戦記念日から連載を始めた川端は、この年の連載の性格を「遺文についての序説」（七。以降、カッコ内の漢数字は当該年の連載回数を表す）と規定している。この言葉の通り昭和十七年分の「英霊の遺文」は、川端が遺文集の性質を探るような内容となっている。川端は第一回の冒頭直後でこう述べている。

戦死者の遺文は、帰還将士の戦記にくらべて、読む者の心にも、おのづから別なものがある。例へば、花岡良輔大尉の遺文集「染雲」は、表紙の装幀に、木綿の白緋を使つてあるが、それは大尉が生前身につけてゐた着物であつた。

少年らしく、あらい白緋である。遺文集にはみな、この白緋を見るやうに、胸にしみるものがある。遺文集の多くは、家族や友人の追慕礼拝によつて、編纂され、刊行されてゐる。

〔英霊の遺文（二） 昭和十七年十二月八日〕

川端はまず、戦死者の遺文と生還した兵士の戦記との間に「読む者の心にも、おのづから別なものがある」という差異を感じ取っている。それが何であるかはこの時点では明言されないが、花岡大尉が生前身につけていた白緋を装幀に用いたという遺文集に触れながら、遺文集が「家族や友人の追慕礼拝によつて、編纂され、刊行され」るものであることを確認している。

この後、辞世の句めいた戦場詠や、戦地から子供に宛てた手紙を編んだ棚橋順一大尉の遺文集『散華』（砂子屋書房、昭和十五年八月）を取り上げつつ、「日記も手紙も、すべての文章が「遺書」であるとも言へよう」（二）と述べ、「戦死者も戦地の記録を綴り、生還の将士もみな遺書は書いたのである」（二）と評している。ここに至つて、戦死者の遺文と生還した兵士の戦記との境界が曖昧になっているが、その理由はこの直後に、火野葦平の戦記文学『土と兵隊』（昭和十三年）の一節を引い

た箇所から窺い知れる。

火野葦平氏は「土と兵隊」のはじめに、

「……軍機を守るために我々は全く通信を禁じられて居る。それは当然のことである。我々はどこにも手紙を出すことは出来ない。兵隊はただ日記の中に自分の行動を書き止めてゐるばかりである。手紙を書いてゐる者も、その手紙がいつ禁を解かれて發送され、宛名の人の許に届くものやら知らない。無論、私が今書いてゐるこの手紙も、何時君の手許に届くものやら、何もわからない。また、果して出せるやうになるかならぬかすらわからない。わからないけれども、兵隊は誰も日記をつけ、手紙を書いてゐる。それはまた明日にも解禁になるかも知れないといふ希望とともに、明日にも敵地に上陸して戦死するかも知れない、とも思ふからである。遺言状のつもりで、当もない手紙をつくり、日記を録す。無論私もその気持である。」と書いてゐる。

このやうな日記や手紙から、火野氏の戦争文学は生れたのであつたが、またこのやうな気持で、出征将兵は日記や手紙を書いたのである。

〔英霊の遺文（二）〕昭和十七年十二月十日

手紙というメディアの性質について紅野謙介は、書き手と読み手は同時に同一の空間にいることは有り得ないと述べた上で、「発信と受信のあいだに時差があること。時差があれば、これを書いた人がそのままの気持ちでいるかどうかさえ、保障はない」、「発信者と受信者のどちらかは不在であり、その不在の相手を思い浮かべることで成立する」といった手紙の定義を幾つか列挙している。¹⁸「保障はない」のは、書き手の意思だけでなく、書き手の生存そのものも同じである。「明日にも敵地に上陸して戦死するかも知れない」前線の将兵にとっては尚更のことであり、将兵にとって遺文と戦記との区別は意味をなさず、この区別はあくまで銃後の価値観に過ぎないというのが、火野の見方だと言える。つまり、書き手が戦死すれば遺された〈記録〉は「遺文」となり、生還できれば〈記録〉は戦場のリアリティを伴った「戦記」となる。〈記録〉の行方を左右するのは、ひとえに書き手が生きるか死ぬかという偶然性だ。火野のこうした見方を川端も受容し、それを火野個人の体験から出征将兵一般へと敷衍させて、「日記も手紙も、すべての文章が『遺書』であるとも言へよう」と述べているのだ。

では、遺文と戦記との間にある「読む者の心にも、おのづから別なものがある」という差異とは何か。この差異には、川端が「胸にしみる」と心を揺り動かされた遺文集そのものが含有する性質が関係すると考えられる。川端はこう述べている。

つまり、親しい人々の追悼記を、遺文と合せて読むことによつて、英霊と遺族や遺友との間の愛情の交流が、具体的に知れるわけである。かうして、英霊の面影を偲ぶ所縁となる以上に、遺文集は日本の心の結晶でもあらう。多くの将兵の戦記が埋没し、散佚してゆくのを、私は惜むやうに、出来る限り多くの英霊にも、その追悼録を兼た遺文集を手向けたいものである。

〔英霊の遺文（三）〕昭和十七年十二月十一日

ここで注目すべきは、川端が遺文集に対して覚えている感動が、戦死した将兵が遺した〈記録〉それ自体だけでなく、「親しい人々の追悼記」によつても喚起されている点だ。こうした感動を、川端は昭和十八年の「英霊の遺文」の中でも述べている。昭和十八年の「英霊の遺文」で川端が比重を置いているのが、同年四月にソロモン諸島上空で撃墜死した山本五十六海軍

大将の『山本元帥・前線よりの書簡集』（廣瀬彦太編、東兆書院、昭和十八年十月）と、同年十一月の第三次ソロモン海戦で戦死した少年飛行兵、星野浩一海軍一等飛行兵曹の遺文集『南星―星野浩一君追悼録』（沢登善高編、昭和十八年十一月）である。山本大将は死後国葬に付され、国民的英雄と位置付けられた将官であり、また星野兵曹は海軍飛行予科練習生（予科練）出身の少年飛行兵という、どちらも劣勢へと転じつつあった昭和十八年当時の戦局を象徴する存在である。

川端はまず、星野兵曹の『南星―星野浩一君追悼録』に言及して、「僅か八十頁程の小冊子である。遺文は七頁しかない」（一）とその特徴を述べ、この遺文集の出版費用が、母校の札幌第一中学校の級友たちの勤労作業によって賄われたことを紹介している。川端がこう述べる通り、星野兵曹の『南星―星野浩一君追悼録』はその内容の大半が、「弔辭」と「追悼文」によって占められている。⁽¹⁹⁾ これを読んだ川端は、星野の人物像を「母や姉の追悼記によると」（二）という書き出しの伝聞形で述べている。

『山本元帥・前線よりの書簡集』については、

「山本元帥前線よりの書簡集」は、広瀬彦大海軍大佐の

編著で、一々の手紙に大佐の適切な解説がある。元帥の伝記や全集はいづれ出来るだらうが、この書簡集には元帥の真の姿が溢れてゐて、その高風に新たな敬仰を覚える。このやうな名将の名文は、戦ふ国民の勇気を更に底から清めて温める。

（「英霊の遺文（六）」昭和十八年十二月十一日）

と述べている。この他にも、土屋銀作陸軍中尉の『銀光』（白雲閣、昭和十六年十二月）については、

土屋中尉は頭が禿げてゐたらしく、教へ子の同窓会は「てるてる会」と名づけられた。「銀光」には、てるてる会員の幼い追悼文もある。部下から隊長の遺族にあてた通信もある。上官、同僚、知友の思ひ出の記を合せて、中尉の面影が彷彿とする。

私がここにいふ遺文集の大方は追悼録と見る方が正しいのである。遺文を世に示し、武勲を顕はす出版ではなく、親愛な人々が英霊を偲ぶ、記念の私家版が多いのである。

（「英霊の遺文（四）」昭和十八年十二月九日）

と述べている。こうした点から分かるように、川端が彷彿する戦死者の「面影」なるものは、戦死者自身の〈記録〉と、銃後の遺族などが戦死者に寄せた「弔辭」や「追悼文」、「解説」のような文章の両方を読むことで浮かび上がるものである。つまり川端は遺文集を読む際に、遺文それ自体だけでなく、銃後の遺族という生者の語りが作り出すイメージを通して戦死者の姿を理解し、感動しているのだ。ここに、「読む者の心にも、おのづから別なものがある」という、生還者の戦記と戦死者の遺文との差異の本質がある。

先に、手紙の性質には時差や相手の不在があり、読み手にとって書き手の意思だけでなく、書き手の生存すらも保証されないことに触れた。この関係性は表裏一体でもあり、書き手にとつて読み手に手紙がどう扱われ、解釈されるか分からないという、時差や不在が存在するが故のコミュニケーションの不完全さがある。これは書き手が死者であれば尚更であり、読み手は書き手の手紙を如何様にも扱える特権的な地位にいる。

川端が述べているように、「英霊の遺文」執筆の際に触れた遺文集は、多くが「親愛な人々が英霊を偲ぶ、記念の私家版」であった。私家版であるために入手が難しく、「東京新聞」記者の頼尊などが上野図書館から借り集め、また川端の企画を

知った読者から遺文集の寄贈を受けることもあった²⁾。そうした私家版の遺文集を定量的に調査した研究は管見の限り見当たらないため断言はできないが、戦死者の数が増えるのと比例して、遺文集もこの当時多く編まれるようになったのではないか。そうした遺文集では、戦死者が遺した〈記録〉が遺文として価値付けられ、辞世の句や遺書だけでなく、場合によっては戦死者の日常の日記や手紙という、本来私的な〈記録〉も一纏めにして編纂される。追悼のベールを纏っているが、こうした営みは当の戦死者自身が望んだものかは定かではない。

このように、遺文集には戦死者の〈記録〉を解釈して価値化し、「英霊」のイメージを生成し、感動を喚起するメカニズムがある。それが純粹に「家族や友人の追慕礼拝」のためであっても、戦時下においては戦死者の顕彰というナショナリスティックな言説と容易に結びつく危うさを常に孕んでいる。川端の「英霊の遺文」は、本来私的な私家版の遺文集をも新聞という媒体で公にしているという点で、結果的にこうしたメカニズムに、加担してしまっているのだ。

三、「無言」の発見——昭和十九年

当の川端自身が、「英霊」のイメージを生成する遺文集のメカニズムに意識的だったかどうかは定かではない。そうしたものを評するような言及もなく、「英霊の遺文」を見る限り、遺文にただ感動しているようにも見える。だが、昭和十九年の「英霊の遺文」には、川端が遺文の何に感動しているのかを窺い知れる言及がある。川端は三年の間に触れた数々の遺文集から「無言」という性質を見出したとして、次のように述べているのだ。

幾多の英霊の遺文を読んで、結局なにを私が最も深く感じたかと言へば、それは「無言」といふことである。大きい無言、強く清い無言、出征兵士の無言、私達日本の無言である。あらゆる声を含め、あらゆる声を合せて、一つの声になり、私達すべての胸に声なく通ふ無言である。信仰と信頼との敬虔な無言である。遺文を読み重ねて行くと結局この「無言」に達する。

さらにたまたま、西洋の戦死者の陣中書簡集などと読みくらべてみると、私達の英霊の遺文の清明に、われながら目を見張るほどであらう。西洋人は例によつて、私達の英

霊の遺文も、これを「神秘」とするかもしれない。しかし、私達は西洋の陣中書簡を無論今は少しも神秘とはしない。

〔英霊の遺文（二）〕昭和十九年十二月十一日

仁平政人はこの「無言」について、「沈黙」を価値化するような言動は戦時下の文学者にしばしば見られるものでもあり、川端の発言の位相も、こうした同時期の言説空間の中で改めて問われる必要がある⁽²⁾と注意を促している。「英霊の遺文」の周辺でもその例として、連載期間中唯一の休載日である昭和十七年十二月九日に、代わりに掲載された武者小路実篤の「沈黙の死報國⁽³⁾」という随筆を挙げることができる。その中では、「沈黙して働き、沈黙して戦ひ、沈黙して死んでゆく勇士、それが日本の柱である。黙つてゐて、心で一死報國を誓ふ。その精神こそ日本の底力である」というように、「沈黙」の態度が滅私奉公的な姿勢や戦死者の死と結び付いて美化されており、川端の「無言」もこれに近いものだと考えることが出来る。

また川端は、日本の遺文と「西洋の戦死者の陣中書簡集」との間に優劣をつけ、西洋のものにはない「無言」という「私達の英霊の遺文の清明」さを指摘することで、日本の遺文を差異化している。この後で、西洋のもの例として「独逸戦没一般

戦兵書簡集」や「独逸戦没学生への手紙」の書名を挙げ、「私達の英霊は一通も自己の手紙を書いてゐない」、「なにも特色のない手紙であるところに、万人の感動があり、日本の英霊の幸福もあつた。戦場で己一個の手紙を書かうとすれば、地獄の錯乱に果しあるまい」(二)と述べてもいる。このうち、「独逸戦没学生への手紙」⁽²⁾は昭和十三年に最初の岩波新書の一書として刊行されたものであり、旧制高校や帝大の学生の文化圏で広く認知された本だとされる。⁽²⁶⁾そうした本にある「自己の手紙」への否定的な眼差しは、自己告白の形式や西欧近代的な教養知への懐疑を呈しているという意味で、戦時下によくある日本帰郷的な姿勢と見られる。だが同時に、日本と同じ枢軸同盟国だったドイツの書物に対する批判的な言及をしている点では、同時代の日本に対する仄かな批判とも受け取られ得るものでもあり、「無言」という多義的かつ抽象的な概念は、殊に微妙な問題を内包していると言わざるを得ない。

「無言」について、川端は次のようなことも述べている。

「李花集」の皇子が征旅御幾日の富士のあたりを、今日の敵機は殆ど瞬く間に飛来するからと言つて、特別攻撃隊富嶽隊員が愛機の尾翼に描いた富士山の象徴は崩れまい。富

嶽隊員が富士山を心に描いたかと思ふと、銃後の私達にも古くから心にある富士山の姿がまた見えて来る。(中略)これらの特別攻撃隊名は新造語ではない。隊員が言霊に身を宿したのである。言霊は祖国にあつた。隊員は銃後から生れて行つた。出撃の感想などを聞かれても、隊員の多くは語らない。「母なる内地」への「無言」の凱旋があるだけだ。前線と銃後とにこの無言の通じるところに、日本の言霊の泉があらう。

(「英霊の遺文(五)」昭和十九年十二月十四日)

ここでは陸軍の特攻隊・富嶽隊が取り上げられているが、注目すべきは「無言」が前線と銃後との間に「通じる」ものだと規定されていることだ。これは先に挙げた、「あらゆる声を含め、あらゆる声を合せて、一つの声になり、私達すべての胸に声なく通ふ無言」という箇所とも繋がっており、「無言」なる概念が前線／銃後の断絶を超越するものとして見做されていることが窺われる。

「無言」と同じように、この種の断絶を超越するものとして挙げられているのが、「富士山の象徴」だ。後醍醐天皇の皇子・宗良親王の私家集『李花集』にある、南北朝の動乱の最中に親

王が目にした富士山の姿を川端は取り上げ、そのイメージが「富嶽」の名を冠した特攻隊員の胸中、そして「銃後の私達にも古くから心にある富士山の姿」ともオーバーラップさせている。つまり「富士山の象徴」とは、前線／銃後という地理的断絶はおろか、過去／現在という時間的断絶をも超越する、日本人の集合的記憶（文化的記憶）を指すものである。この点から、〈記憶〉という要素が、あらゆる断絶を超越する「無言」なるものを読み解く手掛かりになると考えられるのである。また川端はこうも述べている。

或日の特別攻撃隊員達、「五分間だけ内地帰還を許す、絶対に目を開いてはならぬ。」と、両眼を閉ちて、内地を思ひ描く、ひとときのさまざま報道班員が伝へて来た。この時験の底に浮ぶ内地とはなんであらうか。父母らの面影であり、家郷の山河であり、さうしてまた銃後の人情風俗、日本の心である。この時の幻ほど神聖で純粹な内地はあるまい。常の旅でも国外に出ると内地は美しくなりまさるが、征旅の戦地ではその極みだらう。英霊が最後まで美しいとした内地を、私達は現に美しく保たねばならぬ。

（「英霊の遺文（四）」昭和十九年十二月十三日）

特攻隊員達が出撃の際に思い描く「験の底に浮ぶ内地」とは、紛れもなく銃後の〈記憶〉である。そうした〈記憶〉を、川端は「英霊」のために「現に美しく保たねばならぬ」と読者に呼びかけているのである。

ここで、戦時下の川端における〈記憶〉の問題を考える際の補助線として、昭和十九年分の「英霊の遺文」と同時並行的に書かれた自伝的小説「故園」（『文藝』昭和十八年五月）昭和二十年一月）にも触れたい。これは川端の幼少期や、養女を貫きに大阪へ赴いた際の〈記憶〉を回顧するという内容である。川端の「昭和十九年・昭和二十年 自由日記」からは、真夜中の灯火管制下で「故園三枚のところ、英霊の遺文に、序文一枚半足らずのところ、故園にとりかゝる」（十二月（四）五日）条）というように、「故園」と「英霊の遺文」とを同時に執筆していたことが分かる。そこで、「英霊の遺文」に前後して構想されたと思われる「故園」の内容を見ると、死んだ川端の祖父に纏わる〈記憶〉が放恣に書き綴られるという内容が展開されている。その中で呈されているのは、〈記憶〉に纏わり付く恣意性、ひいては自分自身の〈記憶〉への根本的な不信である。

天才の悲劇も悲劇の天才も私にはない。のみならず、記憶が極端に悪く、追憶も生来好まぬらしい。ほとんど私は思ひ出話の聞き手である。話下手だからといふより、話手になれる記憶を持たぬのだ。思ひ出話の相手としての神魂が欠けてゐるのだ。思ひ出を共にする相手、過ぎ去つた時のなかにお互の姿を認め合ふ相手は、もう再び作れるものではなく、生の確証であるし、復活であるし、拡充であるし、死者まで生かしてゆくわけだが、私は楽しいはずの思ひ出話に苦痛の匂ふ場合が少くない。(中略) 私が失つてしまつて人が持つてゐてくれる自分とは、私にとつてなんであり、どういふ意味であらうか。勿論、これは誰にもあることで、素直に受けて明るはずだが、私には並外れて多過ぎるので疑懼が生れる。

ところがまた、人の持つてゐてくれる私はたいいてい着色や粉飾が加へられてゐる。微妙な目で見られ、機微を穿たれるほど、余計私を離れてゆくやうで、さういふ自分があつたとは思へない。むしろ思ひたくない。(中略) 記憶や追憶は詩人だし良医である。時にはまるで自分の救解と療護のためにそれを用ゐて怪しまない。いざしかし、思ひ出す自分を絶対の真実の自分と断決してしまはうとすると、

躊躇が生じ、未練が残り、自分のうちに抗弁を聞く。それは生の秘密の声のやうに聞える。

(「故園(九)」昭和十九年十一月)

語り手(川端)はまず自分自身の〈記憶〉を疑い、それを「絶対の真実の自分と断決」することに躊躇している。それと同時に、他者の〈記憶〉の中にある自分自身の姿についても疑問を呈し、「着色や粉飾」があるものと見て拒否感すら覚えてゐる。また「思ひ出」が「生の確証であるし、復活であるし、拡充であるし、死者まで生かしてゆく」ものだと述べているのは、「英霊の遺文」における「無言」を考える上で示唆的だ。「故園」は未完に終わり、川端の〈記憶〉を巡るこうした思索についても、まとまつた結論が示されている訳ではない。だが自分や他人にとつても〈記憶〉は容易に改変され、忘却されるものであることを述べている点では一貫している。

先述の通り、川端が「英霊の遺文」を通して感動しているのは、戦死者の〈記録〉を解釈して価値化した遺文集が喚起する、「英霊」のイメージである。遺族などが戦死者の〈記録〉を取捨選択して遺文として編み、追悼記などで戦死者に纏わる〈記憶〉を語る。読者は、遺文に表出された戦死者自身が語る〈記憶〉

と、遺族という生者が語る〈記憶〉とを併せて読むことで、「英霊」のイメージを想起するのだ。つまり「英霊」のイメージとは、語られた〈記憶〉のイメージなのである。それは「英霊」の姿そのものではなく、追悼のペールを纏った生者の語りによって、「着色や粉飾」がなされたものだとと言えるだろう。

では「無言」とは何か。「無言」は「あらゆる声を含め、あらゆる声を合せて、一つの声になり、私達すべての胸に声なく通ふ」ものとされている。これが射程に収めるのは、先に述べた前線／銃後の地理的断絶のみならず、過去／現在、そして死者／生者という断絶をも乗り越え、包摂する「私達」という共同体の意識なのだ。この「私達」には様々なレベルがあり、「母」という言葉に象徴される、生活共同体の最小単位である家族や肉親の愛から、「日本」というナショナルイデオロギイまであらゆる共同体を含む。そうした共同体が、共通の〈記憶〉を拠り所にして成り立つのは言うまでもない。要するに「英霊の遺文」における「無言」とは、戦時下において「私達」という共同体を維持するために、「英霊」などといった姿で表出される、共同体の〈記憶〉の作用のことを指すと考えられるのである。「英霊の遺文」で川端はこれに疑問を示さず、むしろ強化する営みに手を貸している。しかしまた一方で、「故園」においてはそう

した〈記憶〉の作用に疑問を呈している。この相反する状況は、表現に著しい制約が課された戦時下であるが故のものではないだろうか。

結びに

戦後、十六巻本『川端康成全集第十六巻』（新潮社、昭和二十九年四月）刊行にあたり、川端は生年の明治三十二年から昭和二十八年までの出来事を記した自作の「年譜」を寄せている。この「年譜」は、いわば川端公認の川端文学史の体を成している訳であるが、戦時中の項目に目を通してみると、少女雑誌等の投稿文の選評や二度の渡満、また鹿児島・鹿屋の特攻隊基地における海軍報道班員としての活動が取り上げられている一方で、「英霊の遺文」に関する記述は一切見られない。また戦後川端は、管見によれば「英霊の遺文」に関する言及を一切していない。あからさまな戦争協力と受け取られかねないものであるだけに、言及を避けているのだろうか。

川端の夫人であった川端秀子は後年、川端が『東京新聞』に掲載された「英霊の遺文」の記事の切り抜きを全て原稿用紙に貼り、見出しをつけて念入りに推敲をしていたことを明かして

いる⁽²⁸⁾。推敲したものをどうするつもりであったかは定かではないが、これは「英霊の遺文」前後に胚胎した川端の文学的意識が、戦後にも受け継がれていたことを示唆する傍証ではないかと考えられる。

川端は敗戦前後に知人作家を相次いで亡くす中で、弔辞や追悼記を数多く手掛けるようになり、自らも死者の〈記憶〉を語る営みに加わるようになった。そうした状況下で書かれた随筆「武田麟太郎と島木健作（二）」（『人間』昭和二十一年七月）では、次のようなことが述べられている。

死者が死者自らを書いたためしがないならば、生者の私は死者のことを書くべきではあるまいといふやうな逡巡が今は払落せない。事実私はこれまでも自分が書けると思つて自分のことを書いた覚えはないし、他人が書けると思つて他人のことを書いた覚えもない。しかし、自分をも他人をも、まして死者を書けると思はないところからも、却つてむしろあふれて来るものがあつて、幸ひさへ流れて来るやうだ。

（『武田麟太郎と島木健作』・二）

従来の川端研究で、戦後の川端の随筆テキストを論じる際には、専ら伝統回帰的な要素に目が向けられてきたが、右にあるような死者の〈記憶〉を語ることへの違和感の表明の方がそれに先行していることを見逃してはならない。この言及は、「英霊の遺文」を手掛けていた戦時下に胚胎した意識が、知人作家を相次いで亡くすという、川端の具体的な経験を伴って定着したことを示唆するものであると言えるだろう。

こうした態度の表明から一、二年後より、川端は実作を徐々に再開させていく。不在の存在に対して、「あなたはどこにおいでなのでせうか」と語りかけ、死別した実母の〈記憶〉を語る「反橋」（『別冊風雪』昭和二十三年十月）に始まり、戦後を生きる者たちが、死者の遺言や日記に影響を受ける中篇「再婚者」（『新潮』昭和二十三年～二十七年）、遺文集が作中人物の行動を規定するような姿を描いた長篇「日も月も」（『婦人公論』昭和二十七年～二十八年）といった諸作にも、「英霊の遺文」の影響を看取できる⁽²⁹⁾。また、従来川端の『魔界』の代表作とされた長篇『舞姫』（『朝日新聞』昭和二十五年～二十六年）にも、「戦没学生の記念碑」の在り方を巡るやり取りが描かれている。こうした要素に、「私の作物は戦前戦時戦後にいちじるしい変動はないし、目立つ断層もない」と、川端が自ら述べる文業の

本質があるように思われるのである。

〈付記〉

・川端康成のテクストの引用は、三十七巻本『川端康成全集』（新潮社刊、昭和五十五年二月～五十九年五月）に拠った。引用に際し旧字は新字に改めた。また引用部の傍線は論者による。

・本論は、東アジア文化交渉学会 第13回年次大会・分科会バネル29：「戦中・戦後の日本近現代文学にみる東アジア文化交渉」（令和三年五月九日、オンライン開催）における口頭発表「川端康成と〈遺文〉——新聞連載「英霊の遺文」の諸相」、およびその後の研究成果に基づくものである。

〈注〉

(1) 『国文学 解釈と鑑賞』（第四十六巻四号、至文堂、昭和五十六年四月）。本号は第二特集として「川端康成没後十年」を掲げており、その中に長谷川泉「生命の樹」と戦争（一四四～一五一頁）、羽鳥徹哉「川端康成と戦争」（二五二～一五七頁）、林武志「川端康成における「戦争」」（一五八～一六三頁）からなる特集「川端康成と川端文学における「戦争」」が掲載されている。

(2) 川端康成「あとがき」（十六巻本『川端康成全集第一巻』新潮社、昭和二十三年五月）。この「あとがき」は後に、十九巻本『川端康成全集第十四巻』（新潮社、昭和四十五年十月）に「独影自命 一」として収められた。

(3) 『東京新聞』の調査にあたっては、国立国会図書館新聞資料室所蔵のマイクロフィルム（請求記号・YB115）を用いた。

(4) 森安理文「敗戦と川端文学」（『昭和文学研究』第10集、昭和文学会、昭和六十年二月）七三頁。

(5) 李聖傑「川端康成における戦争体験について」（『ソシオサイエンス』17、早稲田大学大学院社会科学研究所、平成二十三年三月）一〇三頁。

(6) 昭和十六年十二月八日の真珠湾攻撃から一ヶ月も経たない昭和十七年一月二日、毎月八日を「大詔奉戴日」と定める閣議決定がなされた。これ以後八日という日付は、「皇国ニ生ラ享クルモノノ齊シク永遠ニ忘ル能ハザルノ日」と見なされ、「大東亜戦争」の大義であった「大東亜共栄圏」という「新秩序建設ノ大使命ノ負荷セラレタル記念スベキ日」（『官報』大蔵省印刷局、昭和十七年一月二日）として、国民運動の要の日と位置付けられた。

(7) 『読売報知』昭和十七年十二月八日・夕刊(※七日発行)

二面の記事「無敵皇軍に捧ぐ感謝 あす一億戦場の黙祷 全国爆発の記念行事」では、八日午前十時半より奈良・橿原神宮で行われる「戦捷祈願祭」がラジオで全国に実況中継され、その後十一時五十九分に「大東亜戦争完遂、英霊に感謝 皇軍武運長久祈念」のため、ラジオの合図に合わせて全国一斉に黙祷を行うことが予告されている。また、情報局が発行していた国策グラフ誌『寫眞週報』第二五二号(昭和十七年十二月二十三日発行)では、巻頭に「さあ二年目も勝ち抜かう 大東亜戦争一周年のこの日」というグラビア特集が組まれており、開戦記念日の全国の様子を伝えている。その中には、三万六千人もの参加者がいたという東京・靖国神社での「国民大会中央大会」を始め、樺太、北海道、秋田、名古屋、大阪、岡山、佐賀、熊本や、「外地」の台湾でも催された祝賀行事の姿が掲載されている。『寫眞週報』がプロパガンダの媒体である点は留意する必要があるが、開戦記念日に全国規模で行事が行われていたことを窺わせる傍証となるものであるろう。

(8) 里見脩「第四章 新聞統合の完成——太平洋戦争開始後」(里見脩『新聞統合 戦時期におけるメディアと国家』

勁草書房、平成二十三年十二月)二七一〜二八五頁。

(9) 「八一 新聞事業令施行ニ関スル件(昭和十七年一月)」(内川芳美編『現代史資料41 マス・メディア統制2』みずず書房、昭和五十年十月)四四八頁。

(10) 土方正巳「第十一章 国策による新聞の統制」(土方正巳『都新聞史』日本図書センター、平成三年十一月)四九七〜四九八頁。

(11) 『東京新聞』(昭和十七年十一月三十日)二面。

(12) 「あすぞ開戦一周年 盛上る必勝精神 米英撃滅へ沸る記念行事 三千名を招待 遺家族慰安の藝能大会 本社主催」(『東京新聞』昭和十七年十二月八日(七日夕刊))二二面。

(13) 入社年度については「昭和十二年入社した人びと」(前掲、『都新聞史』四三〇頁。また同じ『東京新聞』記者の回想高は、「川端康成のこと」(頼尊清隆『ある文芸記者の回想 戦中戦後の作家たち』冬樹社、昭和五十六年六月)の中で、「この原稿を川端さんに頼みに行ってくれたのは当時文化部芸能記者だった尾崎宏次君だったと憶えている」(五三三頁)と回顧している。

(14) 入社年度については「昭和十五年入社の人びと」(前掲、『都新聞史』四七一頁。また頼尊は、自身も川端宅に原稿を

取りに行ったことを、「川端康成のこと」(前掲、『ある文芸記者の回想 戦中戦後の作家たち』)の中で回顧している。

(15) 尾崎宏次「時代の片隅の灯」(尾崎宏次「新聞社 パッカー」に乗った森の石松」光文社、昭和三十年三月) 六一頁。

(16) 前掲、『新聞社 パッカー」に乗った森の石松』六二頁。

(17) 坪井秀人「第九章 声の祝祭」(坪井秀人『声の祝祭』—日本近代詩と戦争』名古屋大学出版会、平成九年八月) 一六七頁。

(18) 紅野謙介「特集を始めるにあたって(特集「手紙—その開かれたかたち」)」(『語文』第九十二輯、日本大学国文学会、平成七年六月) 二頁。

(19) 『南星—星野浩一君追悼録』(沢登善高編、昭和十八年十一月)。国立国会図書館デジタルコレクション (<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1034576>) ※国立国会図書館/図書館送信参加館内公開資料、令和三年八月二十五日参照。

(20) 頼尊清隆「川端康成のこと」(前掲、『ある文芸記者の回想 戦中戦後の作家たち』)。この中で頼高は、「そのとき川端さんに読んでもらった遺文集は七冊で(その翌十八年には十五冊になっているが、それだけ戦死者が多くなったことになろう) そのほとんどが私家版で一般には入手出来なかつた

から、上野の図書館などから借り集めたのだが、まあ、大体において川端さんは引き受けてくれないだろう、というのが僕らの予想だった」(五三頁)と回顧している。

(21) 「この原稿が新聞に出ると遺族から直接送られたものもあり、それも川端さんは読んでくれたらしい」(前掲、頼尊清隆「川端康成のこと」『ある文芸記者の回想 戦中戦後の作家たち』、五三頁)。

(22) 仁平政人「第三章「無言」論—無言のまほりを廻る—(第三部 川端康成の戦後—「新感覚主義」のゆくえ—)」(仁平政人「川端康成の方法—二〇世紀モダニズムと「日本」言説の構成—」東北大学出版会、平成二十三年九月) 二二二頁内、末注(28) 番。

(23) 『東京新聞』(昭和十七年十二月九日) 六面。武者小路実篤は昭和十七年に『大東亜戦争私感』を発表し、戦争賛美の姿勢を強めていた。そうした武者小路は随筆「沈黙の一死報 國」の中で、真珠湾攻撃を「神聖な感激」だと述べ、「東亜の勝利、東方の光の登場」のための一層の努力を呼びかけるという戦争協力的な言説を展開している。

(24) この本は元々、第一次大戦中にドイツ・フライブルク大学教授のフィリップ・ヴィットコップ (Philipp Witkop) に

よって一九一六年（大正五年）に編まれた『戦没学生の書翰』（*Kriegsbriefe gefallener Studenten*）である。日本では昭和十三年に最初の岩波新書の一書として、ドイツ文学者の高橋健二による邦訳版『ドイツ戦没学生の手紙』（岩波書店、昭和十三年十一月）が刊行されている。

(25) 旧制高校や帝大の学生の文化圏における『ドイツ戦没学生の手紙』受容の問題に触れた先行論に、高田里恵子「編集と誤読——戦没学徒兵の手記をめぐって」（『桃山学院大学人間科学』No.33、桃山学院大学総合研究所、平成十九年六月）がある。

(26) 三十七巻本『川端康成全集補卷一』（新潮社、昭和五十九年四月）五九一〜六三〇頁。

(27) 小谷野敦『川端康成伝』（中央公論新社、平成二十五年五月）の「第九章 戦争、最低限の協力」で、小谷野は「英霊の遺文」について「川端はいやいや書いたと戦後述懐している」（二二六頁）と述べている。この原資料については未見である。今後の課題としたい。

(28) 川端秀子「第四章 川端家の人びと」（川端秀子『川端康成とともに』新潮社、昭和五十八年四月）。秀子は「主人は後に、この連載の切り抜きを全部原稿用紙に貼り、「第一

章」「第二章」という大見出しをつけ、文章に念入りに手を入れていきます。本にして出すつもりがあったかどうか知りませんが、主人にとっては大切な文章であったことは、その推敲のあとからよくわかります」（二五九頁）と述べている。

(29) 「日も月も」については、拙論「川端康成「日も月も」論——戦死者の遺文を手がかりに」（『阪神近代文学研究』第二十号、阪神近代文学会、令和元年五月、六〇〜七五頁）で論じた。

（つじ しゅうへい／本学大学院生）